

議案第11号

三芳町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三芳町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

上位計画である荒川流域別下水道整備総合計画及び荒川右岸流域下水道事業計画の見直しに伴い、町の整備区域見直しによる事業計画を変更したため、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三芳町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年三芳町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「907.20ヘクタール」を「720ヘクタール」に改め、同項第3号中「3万7,500人」を「3万3,110人」に改め、同項第4号中「1万9,500立方メートル」を「1万7,740立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

三芳町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 下水道事業の経営の規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水区域面積 <u>720ヘクタール</u></p> <p>(3) 排水人口 <u>3万3,110人</u></p> <p>(4) 1日最大処理能力 <u>1万7,740立方メートル</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 下水道事業の経営の規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水区域面積 <u>907.20ヘクタール</u></p> <p>(3) 排水人口 <u>3万7,500人</u></p> <p>(4) 1日最大処理能力 <u>1万9,500立方メートル</u></p>